

## 新型コロナウイルス関連情報

### (地域別宣言及び措置の期限延長)

令和2年8月31日

- 8月27日、ポルトガル政府は、31日23時59分まで有効とされていた、以下の地域毎の宣言の期限を9月14日23時59分まで延長する旨決定しました。
  - ・リスボン首都圏：「緊急事態宣言」(レベル2)
  - ・リスボン首都圏を除くポルトガル全土：「警戒事態宣言」(レベル1)(注：深刻度の低い順に「警戒事態」「緊急事態」及び「災害事態」の3段階)
- また、9月15日以降は、新学期が始まること及びテレワークをしていた勤務者の多くが通常勤務に戻る見込みであることを踏まえ、現在「警戒事態宣言」(レベル1)下にある、リスボン首都圏を除くポルトガル全土の深刻度レベルを1つ上げ、「緊急事態宣言」(レベル2)下とする旨も発表されました。これにより、ポルトガル全土が「緊急事態宣言」下となります。政府は9月15日以降の新たな措置等についても今後検討することとしておりますところ、引き続きご注意ください。

#### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>